

阪南カレッジタウン地区地区計画における制限の内容 一覧

※表中、ゴシック文字の部分は、都市計画又は市建築条例により建築基準法上の制限となるものを示す。

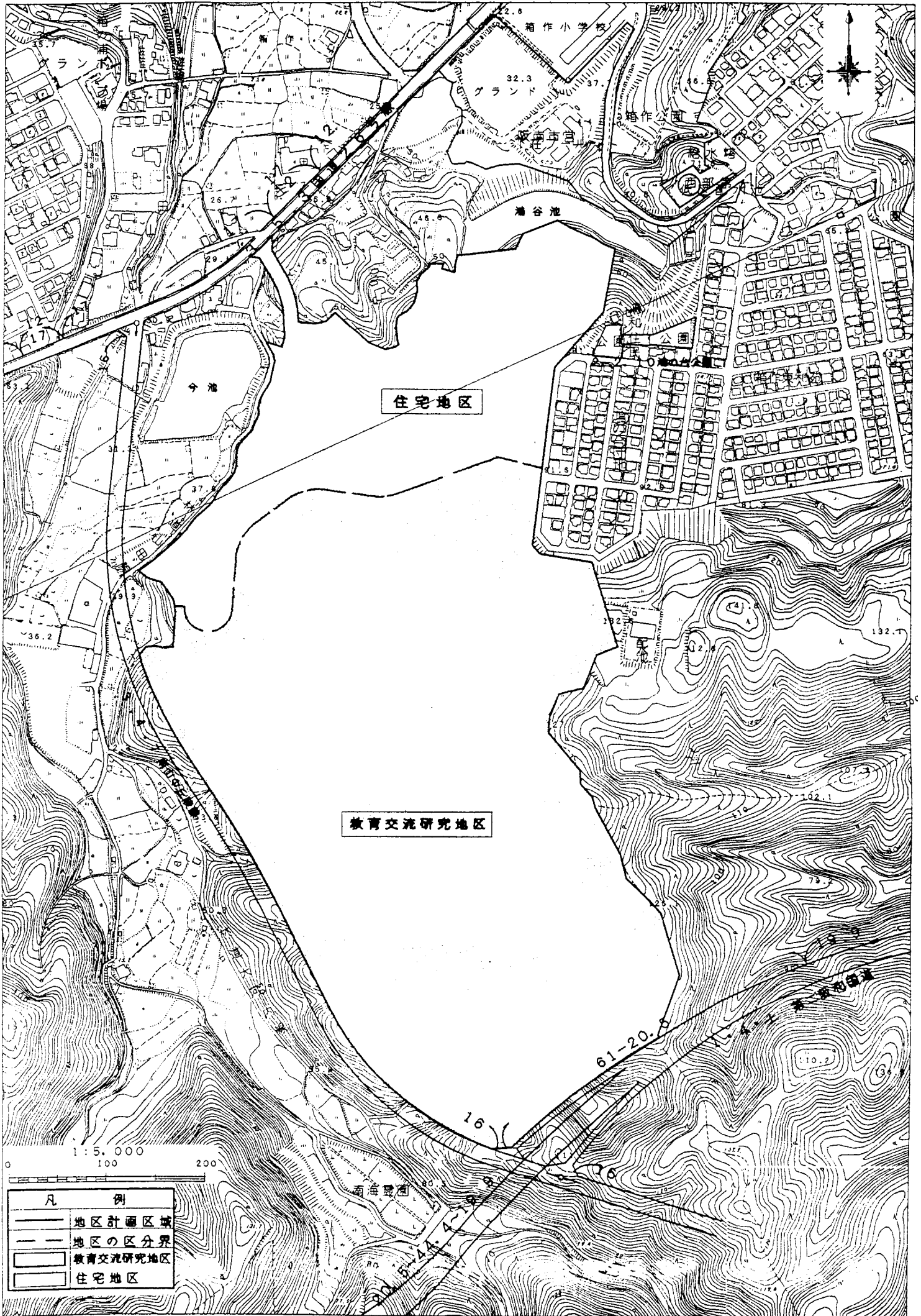
I 住宅地区

用 途	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途をかねるもののうち建築基準法施行令第130条の3の1から5でさだめるもの 2. 公衆浴場 3. 畜舎
形態又は	<p>敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む。）は自己の用に供するもの（自家用広告物の許可基準で定義されるもの）に限定するとともに、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上及び屋根に設置するもの 2. 周辺的美観・風致を損なうもの
かき又はさくの構造	<p>道路（歩行者専用道路を含む。）に面する敷地の部分（門柱、門扉、車庫の部分を除く。）にかき又はさくを設置する場合は、次の各号に掲げるものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生け垣 2. 透視可能なフェンス等を設置する場合で前号と同等の機能を有するよう植栽により補完されたもの <p>ただし、道路境界線から幅50cm以上の植栽帯を設ける場合はこの限りでない。</p>

II 教育交流研究地区

用 途	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車教習所 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 3. 危険物の貯蔵または処理に供するもの 4. 畜舎
形態又は	<p>敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む。）は自己の用に供するもの（自家用広告物の許可基準で定義されるもの）に限定するとともに、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上及び屋根に設置するもの 2. 周辺的美観・風致を損なうもの
かき又はさくの構造	<p>道路（歩行者専用道路を含む。）に面する敷地の部分（門柱、門扉、車庫の部分を除く。）にかき又はさくを設置する場合は、次の各号に掲げるものとしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生け垣 2. 透視可能なフェンス等を設置する場合で前号と同等の機能を有するよう植栽により補完されたもの <p>ただし、道路境界線から幅50cm以上の植栽帯を設ける場合はこの限りでない。</p>

計 画 図



住宅地区

教育交流研究地区

凡 例	
——	地区計画区域
---	地区の区分界
□	教育交流研究地区
□	住宅地区